

A D R の期待と検討の視点

2002年4月15日

横尾 賢一郎

1. A D R に対する従来の検討

(1) 米国の事業活動における訴訟の代替的役割

(2) 司法制度改革審議会での議論

メリット：迅速・廉価、専門性、柔軟な運用

活用方策：広報、裁判との連携、人材面での専門家（裁判官 O B、隣接法律専門職種）の活用

(3) 21世紀政策研究所

市民コートの提案 私的自治の理念

(4) 経団連の各種意見に見る具体的ニーズ（参考参照）

消費者契約法と A D R（アンケートの結果から）

・メリット：時間、コスト、専門性

・デメリット：強制力がない

知的財産権と I T

・メリット：時間、専門性、紛争解決の複線化

2. 検討する上での視点

(1) 国際的動向 I S O C O P O L C O

・外部顧客紛争解決システムの規格化

(2) B 2 B

・専門性

・秘密の保持

・多様な解決方法の提供

(3) B 2 C（業界型）

・中立性

・業界型におけるアウトサイダーとコスト

・裁判との連携

・企業へのフィードバック

・人材の育成

3. 私的自治か裁判代替か？

以上

(参考) 経団連の ADR に関する意見・コメント等

1. 消費者契約法(仮称)のあり方について (1998 年 12 月 15 日)

「裁判外紛争処理機関の整備：立法化の検討と同時に、より使いやすい裁判制度や、当事者が主体的に迅速に紛争処理を行なえる紛争処理機関の充実を図るべきである。」

2. 創造的な技術革新を通じた国際競争力の向上(2000 年 5 月 15 日)

「知的財産紛争処理機能強化、知的財産価値評価の迅速化：特許をはじめとする知的財産制度は、技術革新に重要なインセンティブを与える一方で、重要な特許を外国や外国企業に独占されることは、わが国の国際競争力の大きな問題になる。このようなプロパテント時代への対応として、迅速な出願手続きと審査期間の短縮および知的財産紛争処理機能の強化がとくに望まれる。そのためには、弁理士や弁護士の増員と法人化が必要であり、ADR (裁判外紛争処理) の充実、知的財産専門裁判官の増員を含む知的財産権専門部の拡充の検討、等が求められる。」

3. IT 立国に向けた提言 デジタル・オポチュニティ活用のために (2000 年 5 月 29 日)

「電子商取引：取引における紛争は、善意の事業者と善意の消費者の間にも起こり得る。このため、仮に紛争が生じた場合でも、簡易な手続きで迅速・安価に解決できる仕組みを整えることが重要である。この観点から、いわゆる裁判外紛争処理 (ADR) の機能を高めるための条件を整備する必要がある。また、インターネット上で著作権侵害や名誉毀損などに関わる事態が発生した場合、迅速な被害者救済と加害者の特定のため差し止めへの法的根拠の付与、ならびに電子商取引における企業・消費者の責任・義務の明確化等を図るべきである。」

4 . IT 化に対応した取引ルール整備に向けた中間提言（2000 年 9 月 14 日）

「早期紛争解決：万が一トラブルが発生した時には早期に問題を解決することが消費者にとっても望ましい。ラストリゾートとして裁判所の果たす役割は大きく、裁判の迅速化や IT 分野に詳しい裁判官の養成、判例等のデータベースの整備など、司法機能の強化に向けた司法制度改革が急務である。それと同時に、消費者が安心して参加できるようにするためには、消費者がトラブルを裁判に持ち込む前に、簡易で迅速な紛争処理を図る多様な仕組みがあり、当事者がニーズに応じて選択できるようにすべきである。とくに裁判外紛争解決（ADR）は、当事者の事情に応じた柔軟かつ迅速で低コストの解決を可能とする。利用者の立場からは ADR を担う多様な機関が多数存在し、国民が様々なリーガルサービスを受けられることが望ましい。わが国では、弁護士法第 72 条により、法律事務を弁護士が独占しているが、国民の身近に存在する紛争は多種多様であり、必ずしも全ての紛争処理について弁護士を常に介在させる必要はない。ADR の担い手としては弁護士が中心となろうが、弁護士の他にも各種の専門家を含め意欲ある者が自由に参入できることが求められる。また、オンラインで ADR を利用できる仕組みづくりも期待される。」

以上